**社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成方針**

１　目的

　　地域福祉特別助成は、市民の自主的なたすけあい活動やささえあい活動を支援することにより、「地域をつくる市民を応援する共同募金」の一層の推進を図ることを目的とする。

２　財源

　　積立期間が３年を経過した災害等準備金を取り崩した資金等とする。

３　対象者

　　市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他民間の非営利団体・グループなどで、４の対象事業を行っているもの。法人格の有無は問わないが、概ね団体としての活動実績が１年以上あるもの。

４　対象事業

　　次に掲げる当年度に実施する事業であって、原則として市民参加により行うもの。

　（１）地域や社会課題解決のため取り組むたすけあいやささえあい活動の事業

　（２）高齢者、障害者、生活困窮者などの課題解決に取り組む事業

（３）児童や青少年の育成に寄与する事業

（４）防災・防犯対策を促進するための事業

（５）使途選択募金により福祉課題の解決に取り組む事業

５　助成基準

|  |  |
| --- | --- |
| 地域福祉特別助成 | 別に定める「地域福祉特別助成実施要項」による |
| 使途選択募金助成 | 別に定める「いばらきテーマ型募金運動実施要項」による |

６　助成の対象

　　事業の実施に必要な経費とする。ただし、次の経費は助成の対象としない。

（１）総事業費が３万円未満の事業

（２）申請者の組織運営（人件費を含む）や管理運営費等に係る経費及び食糧費

（３）汎用性の高い事務用機器や備品（パソコン、コピー機、カメラ、書庫、机等）

（４）広報紙・機関紙

（５）サロン、学習支援、食事サービス等の事業で月１回以上の開催がないもの

（６）その他本会で不適と認めたもの

７　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとするときは、助成申請書（様式１号）に指定の書類を添付し、市町村共同募金委員会に２部提出しなければならない。

　市町村共同募金委員会は必要に応じ意見書を作成する。

８　助成金の交付決定

　　茨城県共同募金会会長（以下「会長」という）は、助成の決定をしたときはその内容及び条件を助成金交付決定通知（様式２号）により通知する。

９　助成金の請求

　　助成事業者は、事業完了後１カ月以内若しくは事業年度の３月３１日までに実績報告書と収支決算書を添えて、助成金交付請求書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

１０　助成金の支払

　　助成金は、助成事業が終了しその額が確定した後に支払うものとする。

ただし、助成事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成事業者からの請求に基づき助成金を全額概算払いすることができる。概算払いを受けようとするときは会長に概算払申請書（様式第４号）を提出するものとする。

１１　助成金の額の確定

　　会長は、実績報告書の内容を審査し、助成金の使途が適切であると認めた場合には、助成事業者に対し助成金額確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

１２　内容の変更等

　　助成事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更しようとするときは、助成金変更交付申請書（様式６号）を会長に提出するものとする。ただし、総事業費の２０％以内の増減については、この限りではない。

１３　助成金の取り消し

　　会長は次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部を取り消すことができる。

（１）助成金を申請した使途以外の用途に使用したとき

（２）事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき

（３）その他会長が不適と認めたとき

１４　助成金の返還

　　助成事業者は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されている場合は、定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

　助成事業者は、助成金の額の確定後、助成金に残金が生じた場合は返還することとする。

１５　その他

　　この助成金の収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿は、事業完了後５年間保管しておかなければならない。